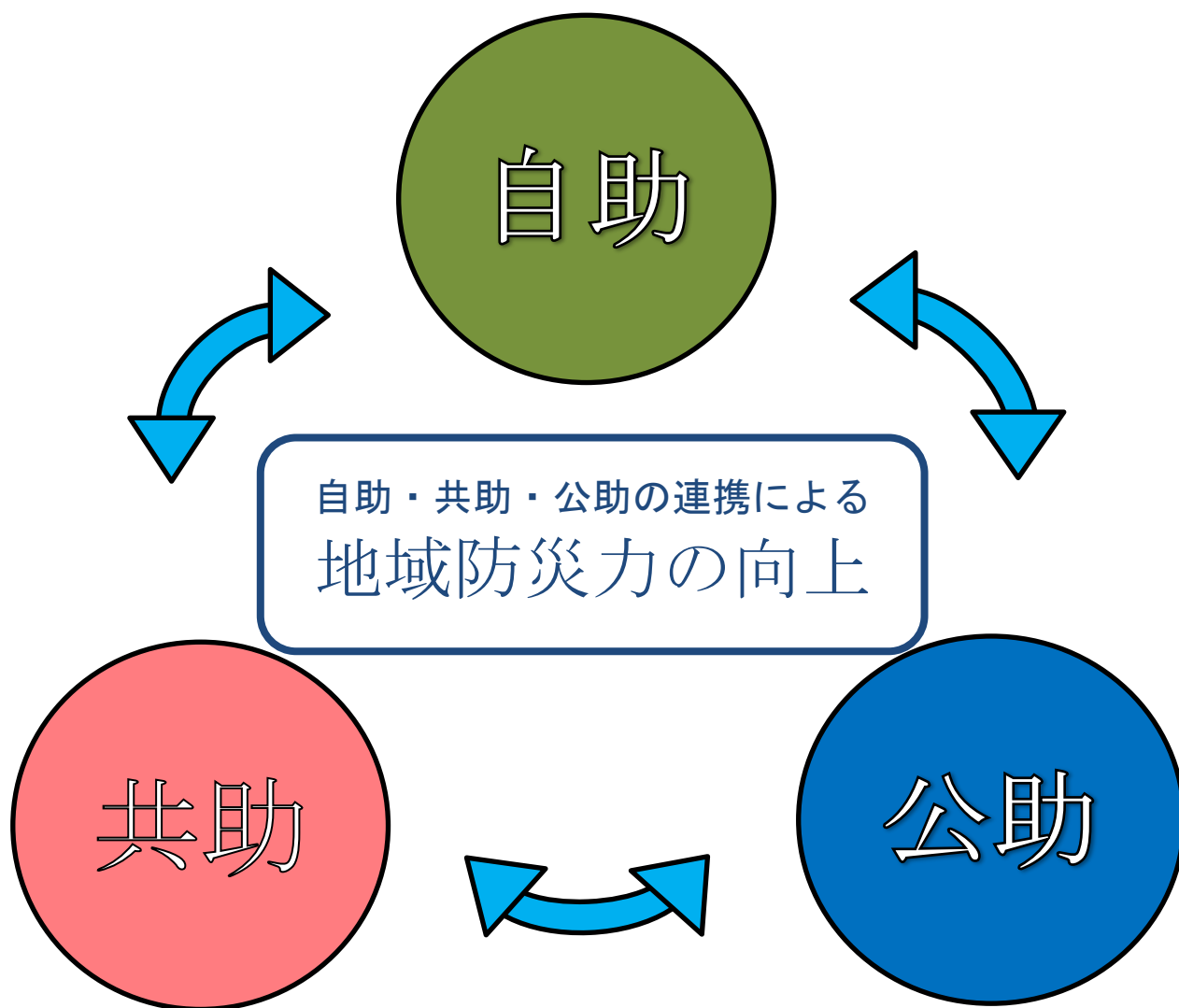


一宮町地域防災計画

概要版



平成26年3月
一宮町防災会議

目 次

◆ 一宮町地域防災計画とは.....	1
1 計画の目的・位置づけ	1
2 計画の基本方針	2
3 計画の構成と内容	3
◆ 災害に備える活動	4
1 情報収集・連絡体制	4
2 建築物の耐震化等の推進	4
3 避難場所などの指定	5
4 交通対策と緊急輸送	6
5 災害備蓄の推進	7
6 防災訓練・救急訓練	8
◆ 地域での自主防災活動の推進.....	9
1 要配慮者の支援体制.....	9
2 自主防災組織の整備・充実	11
◆ 災害が発生したときの活動	12
1 町の緊急配備体制	12
2 情報伝達・広報活動	14
3 消火・救助・医療活動.....	16
4 避難活動.....	17
5 災害ボランティア.....	17
6 被災者への生活支援.....	18
7 災害復旧・復興.....	18

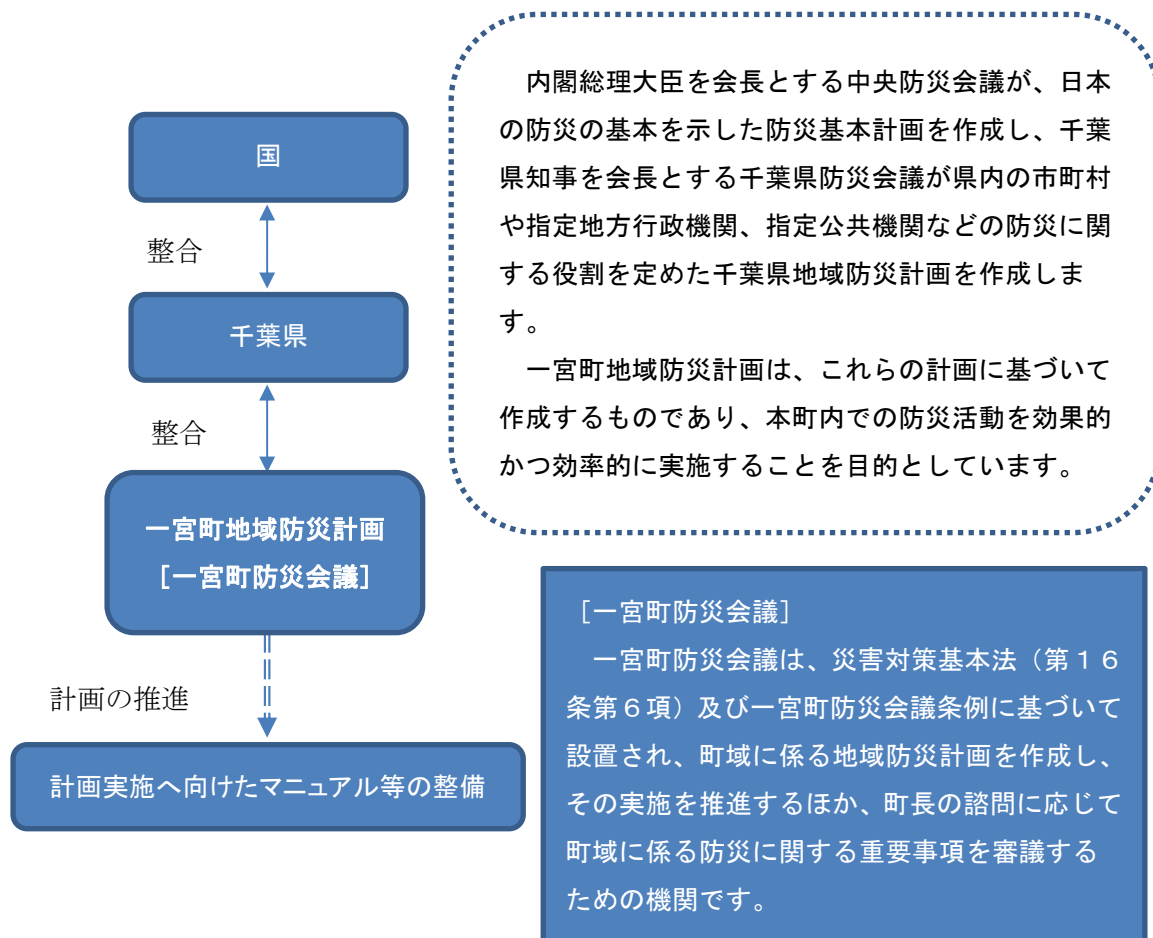
◆ 一宮町地域防災計画とは

1 計画の目的・位置づけ

この計画は、地震や津波、風水害などの自然災害や放射性物質事故や海難事故など大規模な事故から、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、災害対策基本法に基づいて一宮町防災会議が作成する計画です。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、千葉県においても津波による人的被害が発生するなど、甚大な被害をもたらしたことから、あらためて住民が安心安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、地域防災力の向上や津波対策の強化・推進などを重点的に修正し、防災対策の充実を図ります。

地域防災計画には、防災対策における基本方針のほか、町、県、国、その他関係機関、住民、事業所等の役割分担を示してあります。



2 計画の基本方針

地域防災計画は、町の防災行政をつかさどる総合的かつ基本的な計画であり、計画には以下の基本方針を掲げています。

(1) 減災を重視した防災対策の方向性

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識した上で、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とします。

(2) 地域防災力の向上

「自らの命は自ら守る」とする“**自助**”の取組みの強化を図り、そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努めるとともに、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努めます。

また、少子高齢化や核家族化が進む中、「自分たちの地域は地域みんなで守る」といった“**共助**”の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みを行います。

このような取組みの強化と併せ、町や消防署をはじめとする防災関係機関においても、“**公助**”の強化を図り、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、“**自助・共助・公助**”が一体となって、町内全域の防災力の向上を図ります。

(3) 要配慮者や女性の視点

平成 23 年版防災白書によると、東日本大震災では、東北 3 県の死亡者のうち、60 歳以上の方が約 65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっています。

本町でも、高齢化の進展により、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じます。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところです。被災時における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取入れた防災体制の確立を図ります。

(4) 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画策定後も、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするため、千葉県地域防災計画や各関係機関が策定する防災業務計画との整合性を図り、必要な見直しを随時行います。

3 計画の構成と内容

第1編 総則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として定めています。
第2編 地震・津波編	地震や津波による被害を軽減し、住民を守るため、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策、及びその後の復旧対策について定めています。
地震・津波編附編	東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止するための取り組みを定めています。
第3編 風水害等編	集中豪雨や台風などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民を守るため、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策について定めています。
第4編 大規模事故編	林野火災、海難事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故に係る災害予防対策、発災時における災害応急対策について定めています。

また、各災害に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に分け、それぞれ計画の推進を図っています。

1 災害予防計画	被害を防止・軽減するために、平常時に行うさまざまな備えを記載
2 災害応急対策計画	災害が発生したときの防災体制や被災者への対策を記載
3 災害復旧・復興計画	被災施設や被災者生活の復旧・支援対策、まちの復興対策を記載

なお、この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めていくこととします。



◆ 災害に備える活動

1 情報収集・連絡体制

発災時の住民への情報伝達には、防災行政無線、広報車の巡回放送、インターネットの活用のほか、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メールなど、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努めます。また、アマチュア無線による情報提供ボランティアの協力を求めています。

2 建築物の耐震化等の推進

市街地の中には、道路、公園等の都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しているため、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがあります。

これらの地域においては、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物などについて、地震に対する安全性の向上を図る必要があります。

町は、県の支援のもと、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備と併せて、建物の更新などが図られる土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図ります。

なお、東日本大震災では水道、電気、ガスなどライフライン等の一部が寸断したことから、本町においても各施設の耐震性について、さらに強化を図るものとします。

建築物等の耐震対策

阪神・淡路大震災においては、昭和 56 年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中しました。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題となっています。

そのため、町は、県と調整の上、計画的かつ総合的に町内全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。

一宮町では、地震による木造住宅の倒壊による被害を最小限に食い止め、安全なまちづくりを目指すために、木造住宅の耐震改修工事を行った場合に、経費の一部を補助する事業を実施しています。（木造住宅耐震改修補助事業：詳しくは町のホームページをご覧ください。【総合役場案内 > まちづくり・町の経済 > 町の計画 > 木造住宅耐震改修補助事業について】）

3 避難場所などの指定

町では、次のように一時避難場所・避難所を指定しています。

町が作成しているハザードマップなどで自宅周辺の避難所・避難場所を確認し、日ごろから地域や家庭でいざという時の避難について話し合っておきましょう。

区分	施設名	住所	備考
避難所	一宮小学校	一宮町一宮 3 3 5 1	
	振武館	一宮町一宮 3 4 0 4	
	一宮中学校	一宮町一宮 5 0 5 2	
	G S S センター	一宮町一宮 5 0 7 2	
	保健センター	一宮町一宮 2 4 6 1	風水害時
	中央公民館	一宮町一宮 2 4 6 0	風水害時
	東浪見小学校	一宮町東浪見 1 5 1 6 - 2	風水害時
津波一時避難場所	アジュールーノ宮	一宮町新地甲 2 4 3 4 - 1	
	一宮館	一宮町一宮 9 2 4 1	
	東京電子健保上総一宮海浜保養所	一宮町一宮 1 0 1 6 3	
	東京薬業くじゅうくり	一宮町一宮 1 0 0 1 5	
	ホテル一宮シーサイドオーツカ	一宮町一宮 1 0 0 0 0	
	クレメンティア A & N	一宮町東浪見 6 9 1 8 - 1	
	リブコースト一宮	一宮町東浪見 6 9 8 9 - 3	
	グランドヴィュー・一宮	一宮町東浪見 6 0 - 1	
	綱田集会所	一宮町綱田 2	
	一の宮カントリー倶楽部	一宮町東浪見 3 1 6 6	
	遍照寺境内	一宮町東浪見 3 0 0 9	
	本給望洋公園	一宮町本給 1 0 - 1	
	玉前神社境内	一宮町一宮 3 0 4 8	
	観明寺境内	一宮町一宮 3 3 1 6	
	一宮商業グラウンド	一宮町一宮 3 2 8 7	
	船頭給県営住宅 4 階以上	一宮町船頭給 2 3 7	
	伊勢化学工業(株)一宮工場本事務所	一宮町一宮 1 0 2 3 0 - 2 0	
	一宮町役場（新庁舎）	一宮町一宮 2457	4 階・屋上
	八積小学校	長生村金田 2 6 6 0	

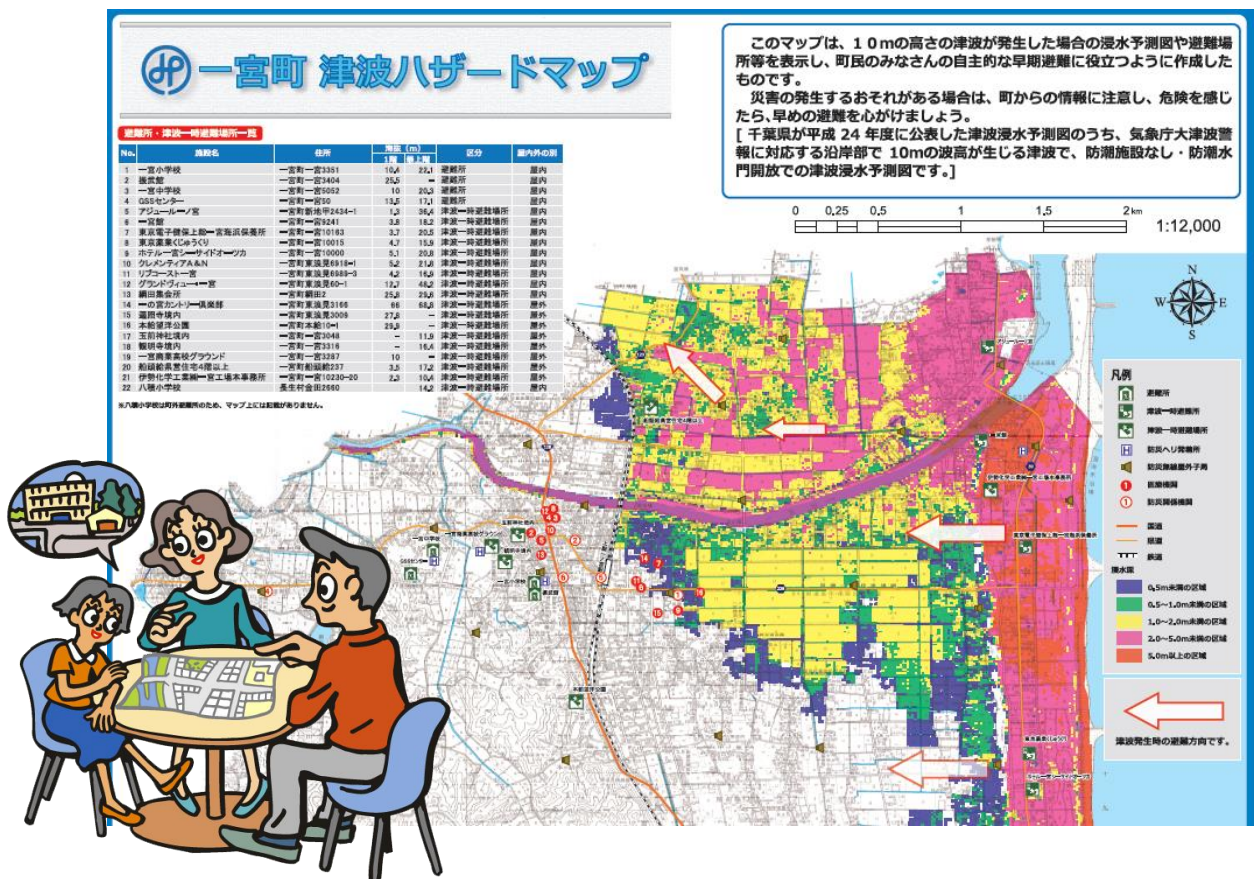
4 交通対策と緊急輸送

大規模な地震が発生したときなどは、災害時の緊急車両の通行を確保するため、道路や橋の被害を早急に把握して、緊急輸送道路等の重要な路線から順次復旧を行うほか、一般車両の通行が制限される場合があります。車両の運転者は、速やかに車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動して下さい。

避難の際には、避難所・避難場所までの経路をよく確認して、原則として徒歩で避難するようにしましょう。

【緊急輸送指定道路（各路線町内全域）】

緊急輸送道路（県指定）	（第1次路線）一般国道128号 （第2次路線）主要地方道飯岡一宮線
緊急輸送路以外の市町村間を結ぶ主要幹線道路	県道148号南総一宮線 県道150号大多喜一宮線 県道152号一宮椎木長者線 県道274号松丸一宮線 県道228号一宮停車場線



5 災害備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、避難を余儀なくされる方々のために、1日分程度の非常用食料や生活物資と飲料水の備蓄を備蓄台帳で管理し、定期的な整備更新に努めます。

また、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等についても整備を推進していきます。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性、要配慮者、女性の避難生活等に配慮するとともに、被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築を図ります。

【 家庭内での備蓄 】

災害発生当初などは、町だけでは食糧・物資の確保ができない場合があります。

家庭内でも、3日以上以上の食料・物資等を確保することを目標として備蓄を行い、災害に備えましょう。



災害時の停電に備えて(防災無線は年1回電池交換を！)

町から住民の方へ貸与している防災行政無線の個別受信機は、停電時（コンセントから電源をとれないとき）でも、乾電池で動く仕組みになっています。

そのため、乾電池を入れていない場合や乾電池の寿命が切れていた場合、停電したときに情報が入らない状況が生じかねません。

機械本体に入っている乾電池（単2電池×4本）の寿命は、1年が目安ですが、万一に備え、定期的に乾電池の状態を確認し交換を行ってください。



6 防災訓練・救急訓練

町は、県、消防署・消防団、警察署、自衛隊、ライフライン機関、地域住民などと連携した防災訓練や、台風・局所的な大雨を想定した水防訓練など各種個別訓練を実施していきます。また、事業所（防火管理者）や自主防災組織等における防災訓練に対しても、町は積極的に支援していきます。

防災訓練の内容	
1 総合防災訓練	町が中心となり、消防本部、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織、教育機関等と連携し、災害時における防災関係機関との連携や地域の防災対応能力の向上を図るための総合的な訓練
2 水防訓練	他の防災関係機関と合同して、広域洪水等を想定した訓練
3 消防訓練	町や消防関係機関が中心となり、火災、消火、地域住民による初期消火、科学消火、林野火災の防御に係る訓練
4 災害情報収集等の訓練	災害発生時の体制の確立を迅速に行うための災害情報収集、情報伝達、動員等についての訓練
5 避難等救助訓練	関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で実施する訓練
6 消防大学校や県消防学校における訓練	震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防団員等への消防大学校や県消防学校での必要な教育訓練の実施の促進
7 自主防災組織、事業所等の訓練等	自主防災組織、事業所等における、自主的な総合訓練や防災センターを活用した部分訓練（町は、自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行います。）

災害時には、住民の方一人ひとりの行動が重要です。
住民の皆さんは、各種防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議など、防災行動の継続的な実施に努めましょう。



◆ 地域での自主防災活動の推進

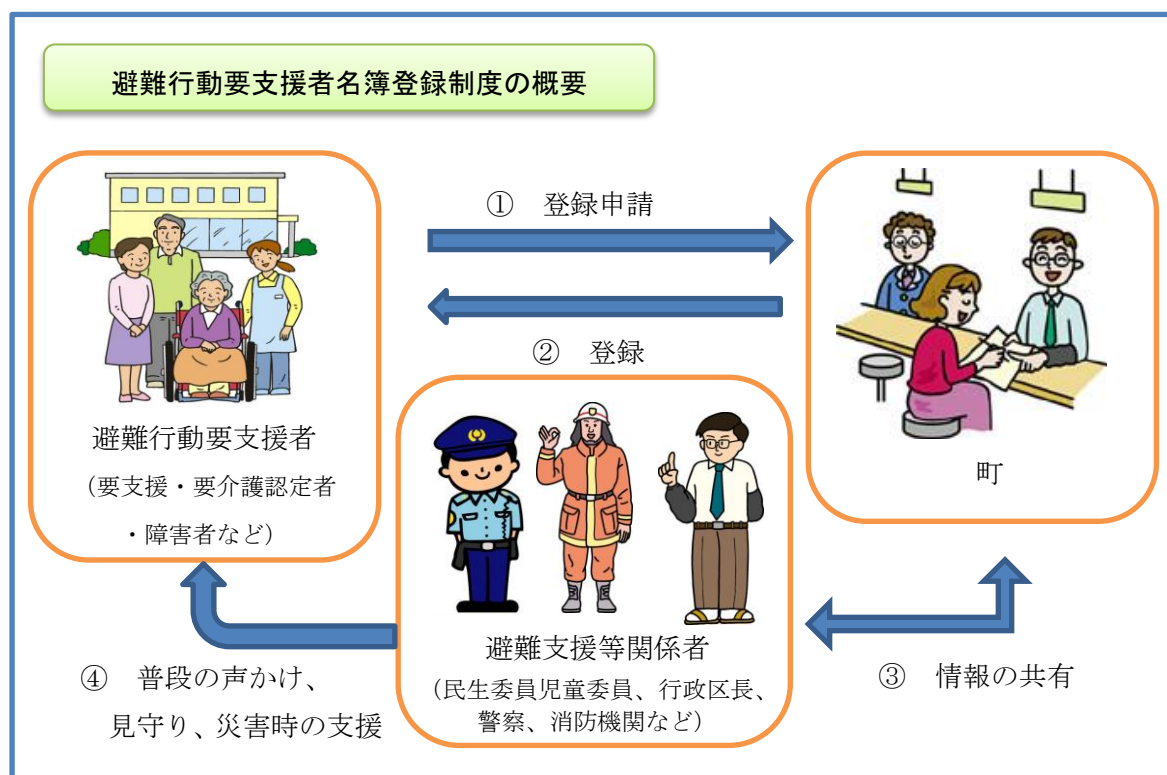
1 要配慮者の支援体制

要配慮者とは、高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に支援が必要な方々のことです。

町は、これらの方々への避難活動、避難所生活時の支援体制の強化を図ります。

また、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する要配慮者（「避難行動要支援者」といいます。）の把握を行い、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（「避難支援等関係者」といいます。）に情報を提供することで、発災時に迅速な対応がとれるよう備えます。

また、社会福祉施設などにおいても、災害時の非常体制の確立、食料や必需品の備蓄の促進に努めます。



避難行動要支援者名簿とは

(1) 名簿作成の趣旨

町は、災害対策基本法の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成する義務があります。

そこで、町が保有する「避難行動要支援者」の個人情報を、本人から拒否の意思表示がない限り平常時から消防機関、警察、社会福祉協議会、行政区長、自主防災組織等に提供し、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行います。

(2) 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する方です。また、要件から漏れた方についても、自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求めることが出来ることとなっています。

- ① 介護保険法に規定する第1号被保険者のうち、要支援、要介護認定者であって、独居又は高齢者世帯の方
- ② 介護保険法に規定する第2号被保険者のうち、要支援、要介護認定者であって、独居又は高齢者世帯と同居している方
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、自力又は家族の協力があっても避難が困難である方
- ④ 町の生活支援を受けている難病患者
- ⑤ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた方

(3) 情報の提供先（避難支援等関係者）

- ・ 消防機関
- ・ 警察（茂原警察署）
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 町社会福祉協議会
- ・ 行政区長
- ・ 自主防災組織

(4) 避難行動要支援者名簿の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底します。

また、情報を提供する避難支援等関係者に対しても、避難行動要支援者名簿の安全管理、利用・提供の制限、守秘義務などについて指導し、管理の徹底を図ります。

2 自主防災組織の整備・充実

【 自主防災組織の結成 】

災害が発生したときには、「自らの命と地域は自らで守る」との考え方により、住民及び事業所などが連携して活動することが求められます。町は、自主防災組織の育成に積極的に取り組みます。

自主防災組織とは

自主防災組織とは、災害対策基本法により「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている防災組織のことです。

自主防災組織の活動

いざ災害が発生した場合に、迅速かつ安全に動くには、日頃からの訓練が必要不可欠です。地区の総会等で防災について話し合い、消火器や救出機材、備蓄品等の防災資機材を確保し、実際に防災訓練を行い、地域一体となった活動を行います。

【 自主防災組織への参加 】

平成7年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた人のうち、多くは、地域住民などによって救出されています。発災直後は、防災関係機関（公助）による救助等には限界があります。

このような状況の中、初期消火、避難誘導や被災者の救出・救護などの役割を担うのが、自主防災組織です。自主防災組織は、平時から防災訓練や避難訓練を実施し、また災害時には、隣近所の安否確認や避難の呼びかけを行うなど、地域単位で防災活動に取り組んでいます。

災害から地域を守るため、自ら進んで自主防災組織の活動に参加し、災害に強いまちづくりを目指しましょう。

平常時の活動	災害時の活動
・ 防災訓練の実施 ・ 防災知識の啓発 ・ 災害危険箇所の巡回・点検 ・ 資機材購入・点検	・ 初期消火活動 ・ 負傷者の救助・救護 ・ 避難誘導 ・ 情報収集



◆ 災害が発生したときの活動

1 町の緊急配備体制

災害が発生した場合、町は、災害の状況に応じて職員の緊急配備を行い、応急活動体制を確立します。

災害対策本部とは

災害対策本部とは町長を本部長とした災害対策を実施するために役場に設置される組織です。応急対策活動の配備体制については、地震・津波による基準と、大雨や台風、大規模事故などによる基準の2種類があります。

地震・津波発生時

○ 災害対策本部設置前(注意配備体制・警戒配備体制)

町は、以下の基準に従い、あらかじめ定めた関係各課の職員が配備につき、災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動が開始できる体制をとります。

- ・ 町内において震度4又は5弱の地震が観測されたとき。
- ・ 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波注意」の津波注意報を発表したとき、又は「津波」の津波警報を発表したとき。
- ・ 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。

○ 災害対策本部設置後(非常配備体制)

町は、以下の基準に従い、災害対策本部を設置し、関係機関と連携のもと、応急活動を実施します。

- ・ 町内において震度5強以上の地震が観測されたとき。
- ・ 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報を発表したとき。
- ・ 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき。

※ すべての基準に「町長が必要と認めたとき」が含まれます。

風水害・大規模事故発生時

○ 災害対策本部設置前(注意配備体制、警戒配備体制)

町は、以下の基準に従い、あらかじめ定めた関係各課の職員が配備につき、災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動を開始できる体制をとります。

- ・ 次の警報の1以上が千葉県北東部（山武・長生）に発表され、災害の発生が予想されるとき。

- ア 大雨警報
- イ 暴風警報
- ウ 高潮警報
- エ 洪水警報
- オ 大雪警報
- カ 暴風雪警報

- ・ 本町が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。
- ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ・ その他、災害の発生が予想されるとき。



○ 災害対策本部設置後(非常配備体制)

災害救助法の適用基準に達する程度の大規模な災害が発生した場合、又は、町内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれのある場合、町は、災害対策本部を設置し、関係機関と連携のもと、災害応急活動を実施します。



※ 大規模火災等の事故災害発生時にも同様に対応します。

また、すべての基準に「町長が必要と認めたとき」が含まれます。



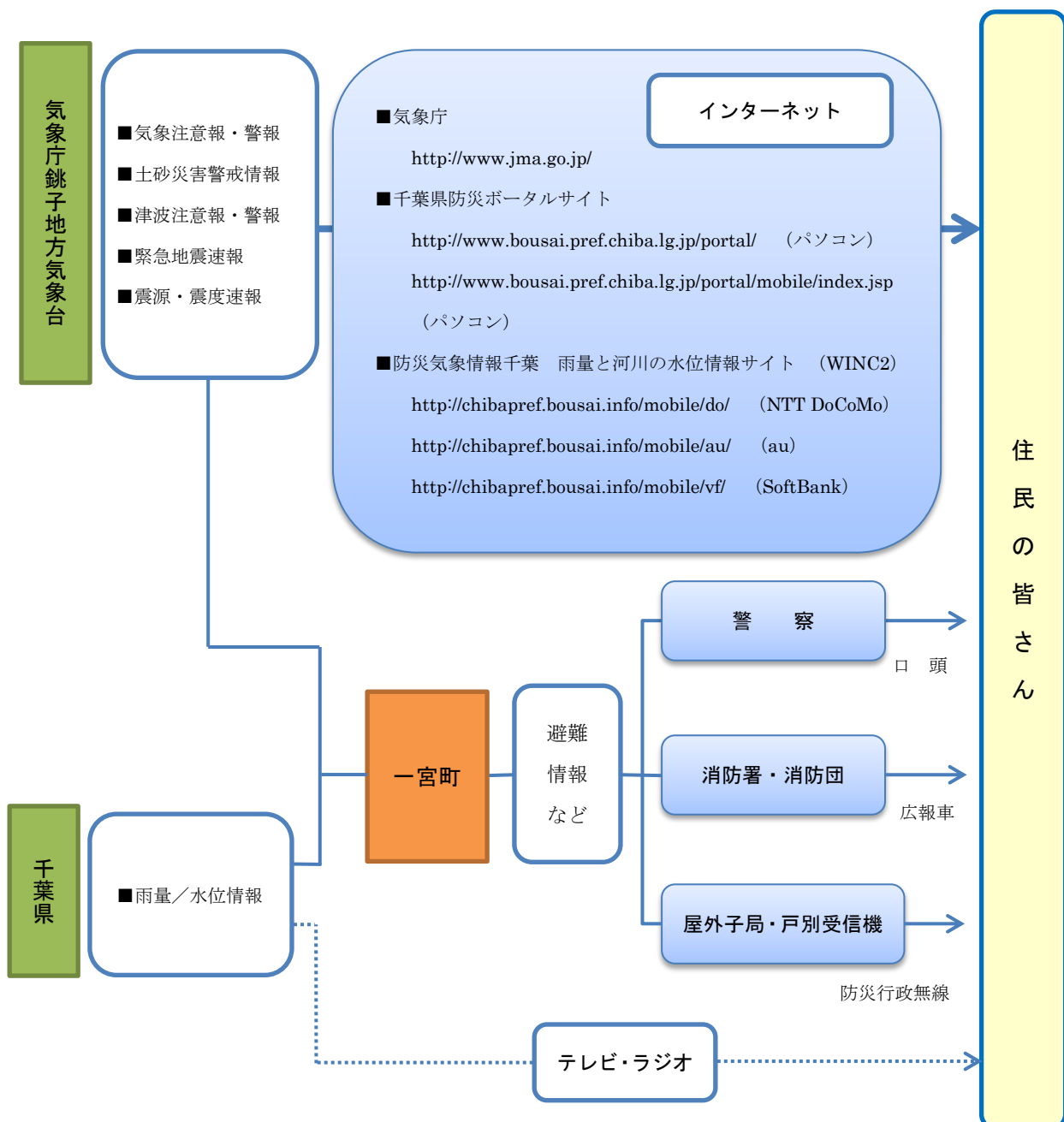
2 情報伝達・広報活動

気象、河川水位、震度などの防災情報は、災害対策を行うために重要です。町では、以下のような情報伝達・広報活動を行います。

【 防災情報を入手するには 】

防災情報は、各機関から以下のような経路で伝達されます。

住民の皆さんは、テレビ・ラジオ・インターネットなどを活用して情報収集を行い、災害に備えて下さい。



【 要配慮者等への情報伝達 】

避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」・「避難注意情報」等の情報は、要配慮者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報となります。

要配慮者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な方もいるため、避難支援等関係者をはじめ地域住民の方の協力のもと、確実な情報伝達及び早い段階での避難行動の実施を促進していきます。

また、視覚・聴覚障害者、知的障害者、外国人等が二次災害を防止し、安全に避難し救助を受けられるよう、災害予報、避難指示等の広報に当たっては、緊急通報装置、FAX、エリアメール等による案内、近所の人々による声掛け、ボランティア派遣等多様な手段により、必要な情報を届けるよう努めます。

【 広報活動 】

住民の皆さんへの防災情報等の発信には、防災行政無線、広報車、ホームページを活用し、各段階（① 避難誘導段階、② 避難所設置段階、③ 避難所生活段階、④ 仮設住宅設置段階、⑤ 仮設住宅での生活開始段階等）において広報活動を行います。

また、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛けます。

【 住民相談窓口 】

災害対策に関するさまざまな問い合わせ、申請、相談、に対応するため、町役場に災害相談窓口を設置します。

◆ 家族・知人の安否を確認するには

大規模災害発生時は、電話がかかりにくい状況が数日続くことがあります。このような状況下では、「自分の安否を家族や知人に伝達する」ための「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」が開設されます。

このサービスを利用することにより、家族や知人の安否を確認することができます。

● 災害用伝言ダイヤルの利用方法

右記に従い「災害用伝言ダイヤル171」開設時に171にダイヤルして下さい。電話番号には、それぞれ次の番号を市外局番から入力してください。

○被災地の方・・・自宅又は連絡を取りたい被災地の方の電話番号

○被災地以外の方・連絡を取りたい被災地の方の電話番号



伝言の録音方法

171にダイヤルする

「1」をダイヤル

* 電話番号（市外局番から）

伝言を録音する



伝言の再生方法

171にダイヤルする

「2」をダイヤル

* 電話番号（市外局番から）

伝言が再生される

3 消火・救助・医療活動

【 消火・救助活動 】

大地震では複数の火災が同時発生したり、倒壊した建物や崩れた土砂の下敷きになる場合も多く、消防署や消防団、警察署等防災関係機関のほか、行政区・自主防災組織、事業所、地域住民等による初期消火や救出活動も重要となります。

発災時の防災・減災活動へ協力を！

阪神・淡路大震災では、倒壊した建物から救出された人のうち、約 9 割が家族や隣近所により救出されたといわれています。行政区・自主防災組織、事業所等においては、応急手当や救護所へ搬送など、発災時の活動にご協力をお願いします。

【 医療活動 】

多数の傷病者が発生したときは、町内の医療機関などと連携して、医療（助産）救護活動を行います。また、必要に応じて後方医療機関へ搬送します。



【 要配慮者等の安全確保 】

災害時に支援を必要とする、要配慮者等については、町が策定する「避難支援プラン」などに基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努めます。

また、要配慮者のうち、特に支援を必要とする方（避難行動要支援者）については、名簿情報に基づいて避難支援を行います。

なお、避難行動要支援者名簿の避難を支援する関係者（避難支援等関係者）への情報提供に同意されていない方の名簿情報の提供についても、災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項において、「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。」と改正されています。

4 避難活動

【 避難準備情報・避難勧告・避難指示 】

台風や大雨による河川のはん濫、土砂災害から避難するため、警報や水位情報に基づいて、3段階の避難情報を発表します。

町では、次の基準で避難情報を発表しますので、住民のみなさんは、速やかに避難行動ができるよう備えましょう。

区分	町の判断基準	住民の行動
避難準備 情 報	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。	要配慮者等は避難を開始 その他の方は避難準備
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	避難行動を開始
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	ただちに避難を完了又は生命を守る最低限の行動を実施

【 避難誘導 】

避難誘導は、行政区、自主防災組織などの協力を得ながら、あらかじめ定められた避難施設まで行くことを原則とします。その際には、地域の要配慮者などの支援を協力して行いましょう。

【 避難所の開設・運営 】

町が避難準備情報・避難勧告・指示を発令したときは、避難所担当職員を派遣して施設運営管理者とともに避難所を開設します。

なお、避難所の運営は、住民組織が中心となった自主運営を原則とします。

避難所担当職員、ボランティア等は、連携してその運営を支援（飲料水、食料、生活物資の供給のほか、仮設トイレ、ストーブなどの設備や入浴対策、衛生管理など避難生活への支援）します。

5 災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。町は、社会福祉協議会と協力してボランティアセンターを設置し、活動に必要な支援を行います。

6 被災者への生活支援

飲料水の供給	水道が断水したときは、断水地区の救護所や医療機関などの重要施設を優先的に給水し、その後、断水地区に応急給水所を設置して住民への給水を行います。住民の皆さんには、家庭での飲料水の備蓄や、応急給水をうける容器等を準備しておいてください。
食料・生活必需品	災害発生当初は役場備蓄品を供給し、不足する場合は町内の流通業者などから必要量を調達するものとします。なお災害発生直後は、食料や生活用品の調達が困難となり十分な量が被災者に行き渡らないことが予想されますので、普段から家庭内備蓄に心掛けることが大切です。
衛生・防疫対策	災害時は断水で水洗トイレが使えなくなることがあります。町では、業者などから仮設トイレを調達して、避難所などに設置します。また、水害が発生したときは、浸水地域の住家の消毒を実施し、感染症の防止に努めます。
廃棄物対策	災害では、倒壊した建物のがれきや、浸水した畳や電化製品などの災害廃棄物が発生します。また、災害対応に支障をきたすがれき等は町が収集処理しますが、家屋の解体撤去は、所有者本人が行うことになります。町は災害復旧に向けて必要な支援を行います。

7 災害復旧・復興

被災者支援	町は、災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、災害見舞金等の支給、生活資金の貸付、町税の減免などの被災者支援に取り組むほか、関係法による財政援助を受けて災害復旧事業を推進するなど、迅速な災害からの復旧を図り、安全・安心なまちづくりに努めます。
り災証明の交付	り災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、町税の減免などに必要な証書です。町では、二次災害等の危険が解消した後、家屋の被害状況を調査して、被害程度を判定し、り災証明を発行します。

発行 平成26年3月

一宮町役場 総務課 行政グループ

〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮2457番地

電話 0475(42)2112

FAX 0475(42)2465

